

別表第1

懲戒処分の標準例

事由	事例	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員			●	●
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員		●	●	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	●	●		
(2) 遅刻・早退	・ 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員				●
(3) 休暇の虚偽申請	・ 療養休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員			●	●
(4) 勤務態度不良	・ 勤務時間中に職場を離脱するなどして職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●
(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		●	●	
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			●	●
(6) 虚偽報告	・ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			●	●
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員			●	●
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	●	●		
(8) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●		
	イ アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	●			
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●
(9) 個人の秘密情報の目的外収集及び不当利用等	ア その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			●	●
	イ 千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）第23条の規定に違反して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員		●	●	●
(10) 個人情報の盗難、紛失又は流出	・ 過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した職員			●	●
(11) 政治的目的を有する文書の配布	・ 政治的目的を有する文書を配布した職員				●
(12) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした職員		●	●	●
	イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員		●	●	
	ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員	●	●		
(13) 兼業の承認等を得る手続きの怠り	・ 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員			●	●
(14) 入札談合等に関与する行為	・ 入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	●	●		

事由	事例	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(15) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	●	●		
	イ 決裁文書を改ざんした職員	●	●		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って破棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●
(16) 施設利用者に対する暴行・傷害	ア 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかった場合		●	●	
	イ 施設利用者等の身体を傷害した職員	●	●		
(17) セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員		●	●	
	ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●		
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員			●	●
	オ エの場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合		●	●	
(18) パワー・ハラスメント (職務上の地位や権限又は職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて人格や尊厳等を侵害し、他の者の就労意欲を低下させ、又は不利益を与え、労働環境を悪化させる言動)	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員		●	●	●
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員		●	●	
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	●	●	●	
(19) その他のハラスメント (妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをはじめ、人格や尊厳等を侵害し、他の者に不利益や不快感を与え、労働環境を悪化させる言動)	ア その他のハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員		●	●	●
	イ その他のハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、その他のハラスメントを繰り返した職員		●	●	
	ウ その他のハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	●	●	●	
* (17)～(19)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。					
(20) 公務員倫理違反	ア 賄賂を収受した職員	●	●		
	イ 利害関係者から供応接待を受けた職員		●	●	●
	ウ 利害関係者と共に遊技をし、ゴルフをし、又は旅行した職員				●

	事由	事例	処分量定			
			免職	停職	減給	戒告
一般 服務 関係	(21) 内部通報	ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員 イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した職員		●	●	
	(22) コンピュータの不適正使用	・ 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員		●	●	●
	(23) 法令等違反・不適正な事務処理等	・ 職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた職員		●	●	●
公金等 取扱い 関係	(1) 横領	・ 公金又は官物を横領した職員	●			
	(2) 窃取	・ 公金又は官物を窃取した職員	●			
	(3) 詐取	・ 人を欺いて公金又は官物を交付させた職員	●			
	(4) 紛失	・ 公金又は官物を紛失した職員				●
	(5) 盗難	・ 重大な過失により公金又は官物の盗難にあった職員				●
	(6) 官物損壊	・ 故意に職場において官物を損壊した職員			●	●
	(7) 失火	・ 過失により職場において官物の出火を引き起こした職員				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	・ 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			●	●
	(9) 公金官物処理不適正	・ 自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員			●	●
公 務 外 非 行 関 係	(1) 放火	・ 放火をした職員	●			
	(2) 殺人	・ 人を殺した職員	●			
	(3) 傷害	・ 人の身体を傷害した職員	●	●	●	
	(4) 暴力・けんか	・ 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合		●	●	●
	(5) 器物損壊	・ 故意に他人の物を損壊した職員			●	●
	(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物（公金及び官物を除く。）を横領した職員	●	●		
		イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員			●	●
	(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した職員	●	●		
		イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●			
	(8) 詐欺・恐喝	・ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●		
	(9) 賭博	ア 賭博をした職員			●	●
		イ 常習として賭博をした職員		●		
	(10) 麻薬等の所持等	・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等	・ 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員		●	●	●
	(12) 淫行	・ 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	●	●		
	(13) わいせつ行為	・ 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員	●	●	●	
(14) 痴漢行為	・ 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員		●	●		
(15) 盗撮行為	・ 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員		●	●		
(16) ストーカー行為	ア ストーカー行為をした職員			●	●	
	イ アの場合において、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員		●	●		

事由	事例	処分量定				
		免職	停職	減給	戒告	
交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした職員	●	●		
		イ アの場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	●			
		ウ 酒気帯び運転をした職員	●	●	●	
		エ ウの場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	●	●		
		オ エの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	●			
		カ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 * 処分を行うに際しては、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して判断する。	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外での交通事故	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	●	●	●	
		イ アにおいて、悪質な交通法規違反又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	●	●		
		ウ 人に傷害を負わせた職員			●	●
		エ ウにおいて、悪質な交通法規違反又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	●	●	●	
		オ 物の損壊に係る交通事故を起こして事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員		●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		●	●	●
イ 無免許運転をした職員			●	●		
監督責任関係	(1) 指導監督不適正	・ 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認	・ 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		●	●	

別表第2

標準的な処分量定よりも重く又は軽くすることが考えられる例

● 重くすることが考えられる場合

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき、又は結果が極めて重大であるとき。
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき。
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に高いとき。
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っているとき。

● 軽くすることが考えられる場合

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に、特に酌量すべきものがあると認められるとき。